

スーパー積金

令和元年5月1日現在

1. 商品名 (愛称)	● 定期積金 (スーパー積金)
2. 販売対象	● 個人、法人、地公体、権利能力なき社団・財団、任意団体など
3. 期間	● 1年、2年、3年
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	● 契約期間内で掛金を分割受入 ● 1回当たり1,000円以上 ● 1,000円単位
5. 払戻方法	● 満期日以降に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 先払割引金の 計算等 (5) 税金 (6) 金利情報の 入手方法	● 当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 ● 満期日以後に一括して支払います。 ● 計算単位を100円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じた計算とします。 ● この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を通帳記載の利回りに準じて満期日に計算します。 ● 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。 ● 個人のお客様・・・20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。 ● 法人のお客様・・・15.315%(国税15.315%)の総合課税が適用されます。ただし、非課税法人の場合は非課税です。 ※復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間、国税は15.315%の税率となります。 ● 金利につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。
7. 手数料	——
8. 付加できる 特約事項	● 普通預金等からの自動振替による受入ができます。
9. 中途解約時 の取扱い	● 満期日前に解約する場合には、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ・ 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 ・・・解約日における普通預金利率 ・ 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 ・・・約定年利回り×60% (ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。)
10. その他 参考となる事項	● 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。 または当初契約時の店頭表示の利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延損害金をいただきます。 ● 満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します。

11. 当行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
12. 預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。